

# 障害者差別相談窓口 開設!



障害者差別解消法が、平成28年4月1日に施行されました。この法律では、「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。

そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

## 「不当な差別的取扱い」

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで...



本人を無視して介助者や付き添いの人だけに話しかける。

## 「合理的配慮の提供」

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための配慮を求められた時、負担になりすぎない範囲で合理的な配慮を行うことです。



段差がある場合、スロープなどを使って補助する。



障害者向けの物件はないと言って、対応しない。



障害のある人の障害特性に  
応じて座席を決める。

### その他の具体例

- 障害があることを理由に、学校の受験や、入学を拒否する
- 障害があることを理由に、保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない

### その他の具体例

- 筆談や読み上げなど、障害特性にあったコミュニケーション手段を用いる
- 災害時などに、障害のある人が立って列に並んでいる場合、周囲の理解を得た上で、その障害者の順番が来るまで椅子などを用意する

障害を理由とする差別に関する相談窓口(平日8時45分~12時、13時~17時30分)

電話 (078) 322-0310 FAX (078) 322-6044

メール syogai\_sabetsu@office.city.kobe.lg.jp



